

## PCB 使用安定器の処分について（お願い）

日ごろは、名古屋市の環境行政にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

この文書は、これまでに照明器具の PCB 使用安定器に関するアンケートで、「PCB 有」とご回答いただいたみなさまにお送りしております。

ご連絡が遅くなり申し訳ありませんが、重要な案内ですのでご一読いただきますようお願いいたします。

さて、PCB 使用安定器は、処理期限（令和 3 年 3 月末）までに処理手続きを完了させる必要がございます。

改めてのご確認となりますが、「PCB 有」の場合は処分手続きのご案内をいたしますので、お手数ですが名古屋市環境局廃棄物指導課（052-972-2392）までご連絡ください。

PCB 使用安定器の処理工場の閉鎖が決まっており、処理期限を過ぎますと処分できなくなりますので、すみやかに対応をお願いいたします。

なお、「PCB 有」でご回答いただいた方の中で、裏面の「再調査が必要な場合」にあたるような事例が数多く報告されています。

つきましては、このような事例に心当たりがないかご確認いただき、これらに該当する場合は、別添「照明器具 安定器の調査方法」に沿って再調査していただきますようお願いいたします。

ご多忙のところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

調査の結果、「PCB 無」の場合は対応不要です。

本状と行き違いですすでにご連絡いただいていた場合はご容赦ください。

## ○「再調査が必要な場合」

次のような事例では「PCB 有」と判定できません。

これらに該当する場合は、別添「照明器具 安定器の調査方法」に沿って再調査してください。

事例	解決方法
(事例 1) <b>古い照明器具があったので、「PCB 有」と判定した。</b>	古い照明器具すべてに PCB が含まれているわけではありません。 ⇒照明器具のラベルや、安定器の銘板を読み取り、別添「照明器具 安定器の調査方法」の 3 ページ「照明器具の PCB 使用・不使用の判別手順」に沿って判別してください。
(事例 2) <b>照明器具内に安定器があったので、「PCB 有」と判定した。</b>	すべての安定器に PCB が含まれているではありません。 ⇒安定器の銘板情報（品番、製造年、記号など）を読み取り、安定器のメーカーに問い合わせ て PCB の有無を確認してください。

## ★ 再調査にあたっての留意事項

- 接触等により感電の恐れがありますので、PCB 使用安定器の調査にあたっては、安定器の調査会社や電気工事業者（ビルではメンテナンス会社等）にご相談・ご確認ください。なお、名古屋市では、職員による個別の調査及び業者の紹介等を行っておりませんのでご了承ください。
- 建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合は、それらをもとにご確認ください。
- 家庭用の照明器具に PCB は使用されておられません。